

(目的)

第1条 本規程は一般社団法人岩手県社会福祉士会(以下、「本会」という。)権利擁護センターぱあとなあ岩手(以下、「ぱあとなあ」という。))権利擁護センターぱあとなあ運営規程(以下、「運営規程」という。)に基づき、所属する会員の適切な成年後見業務の執行を確保することを目的として、運営規程第5条第1項第4号から同第6号及び同第8号から同第12号の事業の実施について必要な事項を定める。

(名簿登録)

第2条 本会は、次の各号に掲げる者を、その申請に基づき、審査を経て、成年後見人等候補者名簿(以下「ぱあとなあ名簿」という。)に登録するものとする。

(1)所属する会員で、旧成年後見人養成研修を修了した者(ただし(3)の者を除く)

(2)所属する会員で、成年後見人材育成研修(認定社会福祉士制度における認証された研修)を修了し、かつ本会が実施する「名簿登録研修」を修了した者

(3)所属する会員で、旧成年後見人養成研修を修了後、平成 29 年 4 月 1 日時点で名簿登録をしていないが、平成 29 年度以降に本会が実施する「名簿登録研修」を修了した者

2 本会は、ぱあとなあ名簿に登録した者(以下「名簿登録者」という。)で、未成年後見人候補者の養成研修修了者を、その申請に基づき、審査を経て、ぱあとなあ名簿に未成年後見人候補者(以下、「名簿追記登録者」という。)として追記登録するものとする。

3 本会が、運営規程第5条第1項11号の事業(以下、「法人後見」という。)の事務執行者として任命する者は、第1項の名簿登録者とする。

4 本会が、運営規程第5条第1項12号の事業(以下、「法人未成年後見」という。)の事務執行者として任命する者は、第2項の名簿追記登録者とする。

5 第1項に規定するぱあとなあ名簿登録に必要な研修として、「成年後見人名簿登録研修」等を実施することができる。

(名簿登録事項)

第3条 本会は、ぱあとなあ名簿への登録を次の各号の内容をもって行う。

(1)申請者の氏名、生年月日、住所

(2)申請者の会員番号、成年後見人等候補者養成研修受講者番号

2 本会は、必要に応じて前項に規定する以外の項目を名簿登録事項とすることができる。この場合は、名簿登録申請者のあらかじめ告知し、同意を得るものとする。

(抹消)

第4条 本会は、後見等受任中及び法人後見の事務執行者に就任中であることを除き、名簿登録者及び名簿追記登録者から抹消の申請があった場合は登録及び追記登録を抹消するものとする。

2 抹消申請者が、次条第1項第3号又は第4号に該当するときは登録及び追記登録の抹消に応じず、登録名簿及び追記登録から削除することができる。

(削除)

第5条 本会は、名簿登録者のうち次の各号に該当する者は、ばあとなあ名簿から削除するものとする。

- (1) 本会の会員資格を喪失したとき。
- (2) 第12条に定める名簿登録料等の未納があり、納入督促に応じないとき。
- (3) 本会の懲戒基準規則により戒告以上の懲戒処分を受けたとき。
- (4) 民法第846条の解任及び民法第847条の欠格事由に相当するとき。

2 本会は、前項の規定によりばあとなあ名簿から削除した者について、その事実を家庭裁判所に報告することができる。

(再登録)

第6条 本会は、第4条に基づき登録を抹消した者から再登録及び再追記登録の申請があったときは、審査を経て、ばあとなあ名簿に再登録及び再追記登録することができる。

(ばあとなあ名簿の登録期間及び名簿登録更新)

第7条 ばあとなあ名簿登録有効期間は、各年度の4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

登録初年度については、登録日からその直近の3月31日までとする。

- 2 ばあとなあ名簿登録者の次年度の更新申請は、各年度の2月1日から同月末日までの期間に行うものとする。
- 3 本会は、名簿登録の更新にあたって更新研修の受講を義務とすることができる。

(審査)

第8条 本会は、名簿登録、更新、再登録申請に基づき、当該年度の登録を認めるか否かを審査する。

2 審査は、原則として4月に行い、登録日は各年度の4月1日とする。年度途中の審査については、別に定める。

3 審査は、次に掲げる項目について行うものとする。

- (1) 都道府県社会福祉士会会費及び第12条に定めるばあとなあ名簿登録料等の納入状況
- (2) 日本社会福祉士会社会福祉士賠償責任保険(Cプラン・成年後見業務)及び(Eプラン・未成年後見業務)の保険料の納入状況
- (3) 苦情申立て又は裁判などの有無及びその状況
- (4) 過去の名簿登録の削除の有無及びその事情

4 審査にあたっては、前項の審査項目を総合的に評価し、名簿登録の可否を決定するものとする。

5 審査により名簿登録及び更新を認められないとされた者については、家庭裁判所にその事実を報告することができる。

6 登録を認められない者に対しては、理由を付して通知する。

(活動状況の把握・活動報告)

第9条 本会は、名簿登録者の活動状況を把握するため、名簿登録者に対して年1回の活動報告(以下、「定期報告」という。)を提出させるものとする。そのうち1回は、各年度の2月1日から同月末日までの間に行うものとする。

- 2 本会は、次の各号に該当するときは、前項の提出期間に関わらず活動報告書の提出を求めることができる。
この場合は、あらかじめ名簿登録者に告知するものとする。
- (1) 定期報告以外の報告書の提出が必要と認めたとき
 - (2) 後見活動を開始したとき(任意後見監督人が選任されたときを含む。)
 - (3) 後見活動を終了したとき。ただし、引き継ぎ事務が完了していない場合は、引き継ぎ事務が完了したとき。
 - (4) 任意後見契約を締結したとき。
 - (5) 任意後見契約を締結しようとするとき(任意後見契約の締結に伴う任意代理の委任契約の締結を含む。)
- 3 本会は、第1項の定期報告以外に、適宜、面談(グループ面談含む)による活動状況の把握ができる体制を整備し、名簿登録者の活動状況の把握に努めるものとする。
- 4 本会は、第1項の活動報告について必要な事項を日本社会福祉士会に報告するものとする。

(名簿登録者の義務)

- 第10条 名簿登録者は、名簿登録者にふさわしい人格、識見及び倫理観をもって、真摯かつ誠実に後見活動に従事しなければならない。
- 2 名簿登録者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 第9条に定める活動報告を行うこと。
 - (2) 日本社会福祉士会社会福祉士賠償責任保険(Cプラン・成年後見業務)に加入すること。
 - (3) 本会が行う継続研修等を受講し、研鑽に努めること。
 - (4) ばあとなあ名簿登録内容を、日本社会福祉士会、家庭裁判所及び成年後見人等の候補者情報を必要とする個人もしくは団体に提供することを承認すること。
 - (5) 本会の指導・助言を尊重しその内容実現に努力すること。
- 3 名簿追記登録者は、前項に加え、日本社会福祉士会社会福祉賠償責任保険(Eプラン・未成年後見業務)等に加入しなければならない。

(名簿登録者に対する支援)

- 第11条 本会は、名簿登録者が質の高い適正な成年後見事務を遂行できるよう必要な支援を提供するものとする。
- 2 本会は、第9条に定める活動報告を点検し、活動実態の把握と必要な指導助言を行うものとする。
- 3 本会は、名簿登録者が家庭裁判所に報酬申立てを行い審判がなされても、成年被後見人等本人の資産が低額である等の理由から報酬を得る事が困難な場合には、申請にもとづき報酬助成をできるものとする。なお、報酬助成の手続きについては、報酬助成要綱に定める。

(名簿登録料等)

- 第12条 名簿登録者は、下記の名簿登録料等を納入しなければならない。

- (1) 名簿登録料 4,000円
- (2) ばあとなあ会費 6,000円

- 2 本会は、前項の名簿登録料等を下記の費用に充てる。

- (1) ばあとなあの運営費
- (2) 日本社会福祉士会の「都道府県社会福祉士会負担金」
- (3) 日本社会福祉士会社会福祉賠償責任保険の基礎保険料及び被害者救済基金拠出金

(受任負担金)

第13条 名簿登録者は、受任件数に応じて次に掲げる負担金を定められた期日までに納入しなければならない。

- (1) 受任負担金 受任1件につき10,000円とする。
- (2) 2月定例報告の際の受任件数に応じた額を、同年5月末日までに納入するものとする。
- (3) 受任負担金の上限は10万円とする。
- (4) 受任件数を故意または過失を問わず過少に報告していたことが判明した場合には、未納分をただちに納入しなければならない。

2 受任負担金は特別会計とし、報酬助成に充てるものとする。

(名簿の管理と活用)

第14条 ばあとなあ名簿は、本会の管理のもとにおくものとする。

2 本事業の目的遂行のため、次の各号に掲げるばあとなあ名簿の提出を行うものとする。

- (1) 管轄する家庭裁判所への提出
- (2) 日本社会福祉士会への提出

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会において別に定める。

附則

- 1 第2条第1項第3号の研修(成年後見人養成研修・都道府県研修)については、2013年度は実施しないものとする。
- 2 第7条第3項の研修(更新研修)については、2013年度は実施しないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2018年7月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2019年1月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2021年1月16日から施行する。